

第2回 岡山県最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和5年8月2日（水曜日） 午後3時00分～

2 場 所

岡山県岡山市北区下石井1-4-1
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者代表委員 : 3人
使用者代表委員 : 3人

4 審議事項

(1) 岡山県最低賃金額審議

5 議事要旨

(1) 岡山県最低賃金額審議にあたっての主張、それぞれの基本的な考え方について、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

① 経済情勢を踏まえた最低賃金の引上げの必要性について

この3年間、社会活動に大きな影響を与えていた新型コロナが、5類に移行され、雇用や所得環境が改善する中で、経済は回復傾向にあるとされている。今後は、経済を自立的な成長へと転換していくことが求められており、最低賃金の引上げは、重要な要素と位置づけられている。

また、本年の春季生活闘争では、30年ぶりの大幅賃上げとなり、この効果を広く確実に波及させる必要がある。

一方、ウクライナ情勢や円安の影響により、エネルギー価格の高騰や物価高騰が高い水準で推移しており、賃金の引上げが追い付かない状況にある。毎月勤労統計調査では、14か月連続でマイナスとなっており、加えて、電気、ガス価格激変緩和対策事業の政策が、本年9月末で終了となれば、最低賃金近傍で働く労働者の生活は相当に厳しい状況になる。

最低賃金近傍で働く労働者の生活の安全安心を担保することが不可欠である。

② 最低限度の生活ができる生計費について

法にある「健康で文化的な最低限度の生活を営む」の目的を満たすため、最低賃金のあるべき水準の観点から議論が必要である。

岡山県の最低賃金額 892 円では、2,000 時間働いても年間 178 万円で、ワーキングプアと呼ばれる貧困層である。これでは健康で文化的な最低限度の生活を維持することができない。

食料品の値上げ、光熱費の価格高騰により、生活費に相当の影響を及ぼし、日本人の 6 人に 1 人が、貧困ライン以下の生活を余儀なくされている。

親の貧困は子の貧困に大きく起因していると考えられ、貧困の連鎖に直面していると考えられる。

最低賃金の引上げの目的は、労働者の生活の安定、労働力の質向上、事業の公正な競争力の確保を行い、国民経済の健全な発展に寄与することだと考える。

③ 地域間格差の解消について

岡山県と隣県との格差について、1 年間の労働時間 2,000 時間で換算すると、広島県とは 38 円差で年間 76,000 円、兵庫県の 68 円差では、136,000 円、大阪府の 131 円差では、262,000 円と大きな差になっている。

3 ランク制の移行に伴い、地域間格差を縮小させる必要がある。

④ 地域における労働者の賃金水準について

2023 年春季生活闘争の連合調査結果の賃金引上げ額は、岡山県内では 7,214 円、時間当たり 43.7 円の増加であった。

最低賃金の引上げは組合のない会社で働いている方々の賃金水準を上げる一面もあり、引上げをしない限り格差は広がっていくばかりである。

⑤ 低水準で生活している労働者の生活水準改善、ランク間格差、地域間格差是正のため、是非真摯な議論をお願いする。

【使用者側の意見要旨】

① 日銀の岡山支店の短観調査では、6 月期の D I は、全産業で 4 ポイント改善して 9 であるが、先行きは 1 ポイント下がっている。特に製造業は、先行きがほぼ横ばい、非製造業は、先行き悪化を見込む業種が多い状況である。

一方、中小企業庁の中小企業景況調査結果では、岡山県の D I は、2 期連続で上昇しているが、数字的には、マイナス 10.8 と低迷している。

県内景気が、緩やかに回復することが期待されているが、金融や海外経済のリスク要因に加え、物価上昇の懸念も大きく、先行きには注意が必要との見通しを持っている。

使側としても最低賃金の引上げの必要性は理解しており、三要素に基づき慎重に審議していきたい。また、目安額に拘束されることなく、地域経済の実情を踏まえ、納得感のある審議を進めていくことが必須である。

② B ランク 40 円の目安額は、余りにも飛躍しすぎているという印象である。

急激な人件費の負担増は、地元経営者を直撃し、事業継続を危うくさせかねないと懸念されるところである。

- ③ 岡山の最低賃金は平成 29 年以降、令和 2 年度を除いて 3% 台の大幅な引上げが続いており、影響率も 2 桁を超えて上昇している。今年も目安どおりに引き上げると、直接的な影響を受ける企業が広がることになる。

併せて、発効日の時期についても、今年は特に審議を深めたい。

- (2) 労使が基本的な考え方を述べた後、同席したまま労使双方から金額の提示がなされた。金額の根拠は次の通り。

【労働者側の意見要旨】

50 円を提示する。

生存権を確保したうえで労働対価にふさわしい引上げと、地域間格差の是正に向け、誰もが時給 1,000 円への到達を目指している。

岡山県の連合リビングウェイジは、単身者の月額 172,000 円、時給 1,040 円となり、現状の最低賃金額との差額は 148 円である。この金額に 3 年間で到達するためには 1 年当たり約 49.4 円以上の引き上げが必要となるため、50 円を提示する。また、地域の自主性を発揮して真摯な議論を進めていきたい。

【使用者側の意見要旨】

27 円を提示する。

賃金決定の 3 要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果の数値」をベースに提示額を検討した。調査結果の B ランク賃金上昇率は 2.0% で、これを採用するとプラス 18 円となるが、これに岡山のデータを加味した。

県内企業の賃上げ率は、経営者協会と連合ともに 3.04% の集計結果であり、岡山市の消費者物価指数 3.2% などを総合的に勘案し、引上げ率 3.04% の 27 円としたい。

- (4) 提示額に開きがあるため、次回引き続き審議することとなった。

6 配布資料 なし